

土佐町議会基本条例

目次

前文

第1章 目的（第1条）

第2章 議会・議員の活動原則（第2条・第3条）

第3章 町民と議会の関係（第4条）

第4章 町長と議会の関係（第5条～第7条）

第5章 自由討論の拡大（第8条）

第6章 議会・議会事務局の体制整備（第9条～12条）

第7章 議員の身分・待遇・政治倫理（第13条・第14条）

第8章 最高規範性及び見直し手続き（第15条～第17条）

（前文）

土佐町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される土佐町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた土佐町長（以下「町長」という。）とともに、地方自治制度の二元代表制のもと、町民の意思を町政に的確に反映させるため、お互いが切磋琢磨するなかで土佐町としての最良の意思決定をし、議決責任を持つ役割を担っている。

議会は、地方分権時代を迎えて、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、その持てる機能を十分に駆使して、町の抱える諸課題に対しよりの確に対応することが必要となっており、その役割はますます重要となってきた。

このような状況のなかで、議会は効率的で分かりやすい運営を行い、町民の意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、その果たすべき責務を明らかにし、監視機能、調査機能、政策形成機能等をさらに強化していかなければならない。

そのために、議会及び議員は、従来の活動にとどまることなく積極的な情報の公開、公正性と透明性の確保、議員自らの資質の向上、議員間の闊達な討論、議員活動を支える体制の整備等についてこの条例に定め、町民の目線に立った持続的な土佐町の町づくりに寄与することを目的に制定するものである。

第1章 目的

（目的）

第1条 この条例は、議会運営及び議員と町民に関わる基本事項を定めることにより、議会及び議員の活動の活性化を図り、町民の目線に立った持続的な土佐町の町づくりに寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則

(議会活動の原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじ町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。

2 議会は、自由闊達な討論を通じて、町民に分かりやすい議会運営を目指さなければならない。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由闊達な討論の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政における課題全般について、課題別、地域別等に町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、議員としての資質向上を図り、町民の信託に応える活動をしなければならない。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会活動に関する情報公開に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開する。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、町民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させなければならない。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図らなければならない。

6 議会は、重要な提案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めなければならない。

7 議会は、前各項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会を年1回以上開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取し議会運営の改善を図らなければならない。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするものとし、二元代表制の趣旨を重んじ十分な質疑のもとに監視機能を強化し、政策提言につなげなければならない。

2 議長から本会議、常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、次に掲げる政策等の決定過程をあきらかにするよう求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする原因又は背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 政策策定における町民参加の実施状況と内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施に関わる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財政計画
- (8) 政策等の成果

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第7条 議会は、予算案及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい政策等の説明資料を作成するよう町長に求めることができる。

第5章 自由討論の拡大

(自由討議による合意形成)

第8条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議長は、議員相互間の闊達な討論を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において議員提出議案、町長提出議案及び請願、陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論を尽くして合意形成

に努めるとともに、その結果について町民への説明責任を十分に果たさなければならない。

- 3 議員は、自由闊達な討論を経て政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めなければならない。

第6章 議会・議会事務局の体制整備

(委員会等の適切な運営)

第9条 議会の常任委員会、特別委員会等は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため適切な運営により機動力を高めなければならない。

(議員研修の強化)

第10条 議会は、議員の政策立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実及び強化を図るとともに、議員の研修への参加を促進するよう努めなければならない。

- 2 議会は、議員の政策立案能力の向上等を図るため、町民等を含む研究会の開催、学識経験者の助言、他の自治体等に対する調査その他政策研究の機会を積極的に設けるよう努めなければならない。

(議会広報の充実)

第11条 議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から、常に町民に対し周知するよう努めなければならない。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえて多様な広報手段の活用により、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策強化・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

第7章 議員の身分・待遇・政治倫理

(議員定数及び議員報酬)

第13条 議員定数及び議員報酬は別に条例で定める。

- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等を勘案するため、参考人制度及び公聴人制度等により、広く町民の意見を聴取することに努めなければならない。
- 3 議員定数及び議員報酬の条例改正案は、地方自治法（昭和22年法律第67号。）74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するよう努めなければならない。

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

第8章 最高規範性及び見直し手続き

(最高規範性)

第15条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則、規定等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

第16条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規定等を遵守して議会を運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たすよう努めなければならない。

(見直し手続き)

第17条 議会は、毎年3月定例会後速やかに、この条例の目的に即して行われているかどうか議会運営委員会において検討しなければならない。

2 議会は、前項による検討の結果、この条例の改正を含めた適切な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。